

静岡県教育委員会

会議録

平成 24 年度 第 1 回定例
4 月 4 日（水）

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 24 年 4 月 4 日に教育委員会第 1 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 24 年 4 月 4 日（水） 開会 10 時 30 分
閉会 14 時 25 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 委 員 長 金 子 容 子
委員長職務代理者 高 橋 尚 子
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 齊 藤 行 雄
委 員（教育長） 安 倍 徹

事務局（説明員） 寺 田 好 弥 教育次長
杉 本 寿 久 事務局参事兼教育総務課長
田 中 潤 事務局参事兼学校教育課長
鈴 木 啓 之 事務局参事兼学校人事課長
吉 澤 勝 治 教育政策課長
奈良間 一 博 情報化推進室長
石 川 理 恵 子 人権教育推進室長
原 田 揚 一 財務課長
西 川 誠 福利課長
輿 水 まゆみ 小中学校教育室長
岩 城 明 高校教育室長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育室長
塩 崎 克 幸 高校再編整備室長
活 洲 みな子 社会教育課長
柳 田 恭 一 文化財保護課長
松 田 好 道 スポーツ振興課長
中 村 孝 静東教育事務所長
橋 本 勝 静西教育事務所長
勝 田 順 也 埋蔵文化財センター所長
谷 野 純 夫 中央図書館長
三ッ谷 三 善 総合教育センター所長
鎌 田 英 巳 焼津青少年の家所長
荒 川 義 則 観音山少年自然の家所長

4 その他

(1) 第1号議案～第5号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項1～7は、了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、溝口委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。
報告事項4は調整中の案件であるため、非公開としたいと思うが、
異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、報告事項4を非公開とする。

報告事項1 平成24年度教育委員会事務局所属長等

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 平成24年度教育委員会事務局所属長
等」について、各所属長等より説明願う。

教 育 長： <今年度の重点施策の説明>

教 育 次 長： <今年度の重点施策の説明>

教育総務課長： <今年度の重点施策の説明>

教育政策課長： <今年度の重点施策の説明>

情報化推進室長： <今年度の重点施策の説明>

人権教育推進室長： <今年度の重点施策の説明>

財 務 課 長： <今年度の重点施策の説明>

福 利 課 長： <今年度の重点施策の説明>

学校教育課長： <今年度の重点施策の説明>

小中学校教育室長： <今年度の重点施策の説明>

高校教育室長： <今年度の重点施策の説明>

特別支援教育室長： <今年度の重点施策の説明>

高校再編整備室長： <今年度の重点施策の説明>

社会教育課長： <今年度の重点施策の説明>

文化財保護課長： <今年度の重点施策の説明>

スポーツ振興課長： <今年度の重点施策の説明>

静東教育事務所長： <今年度の重点施策の説明>

静西教育事務所長： <今年度の重点施策の説明>

埋蔵文化財センター所長： <今年度の重点施策の説明>

中央図書館長： <今年度の重点施策の説明>

総合教育センター所長： <今年度の重点施策の説明>

焼津青少年の家所長： <今年度の重点施策の説明>

観音山少年自然の家所長： <今年度の重点施策の説明>

- 委員 長： 質疑等はあるか。
- 委員 長： 民間と比較すれば、経営母体が安定していることを意識の中に入れて
いただいて、所信を遂行していただきたい。要するに、組織体が継続
的に存続できることの意味をしっかりと踏まえてやっていただきたい。
よろしくをお願いします。
- 委員 長： その他、質疑等はあるか。
- 全委員 員： （特になし）
- 委員 長： 報告事項1を了承した。

第1号議案 静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

第2号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

- 委員 長： 議案書1頁「第1号議案 静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改
正する規則」、議案書5頁「第2号議案 静岡県教育委員会文書管理規
程の一部改正」以上、関連する2つの議案について、一括して杉本教
育総務課長より説明願う。

教育総務課長： < 議案についての説明 >

- 委員 長： 質疑等はあるか。
- 全委員 員： （特になし）
- 委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全委員 員： （異議なし）
- 委員 長： 第1号・第2号議案を原案どおり可決する。

第4号議案 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

第5号議案 静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

- 委員 長： 追加議案書1頁「第4号議案 静岡県教育委員会事務局内部組織規則
の一部を改正する規則」、追加議案書5頁「静岡県教育委員会事務決裁
規程の一部改正」以上、関連する2つの議案について、一括して杉本
教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： < 議案についての説明 >

- 委員 長： 質疑等はあるか。
- 全委員 員： （特になし）
- 委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全委員 員： （異議なし）
- 委員 長： 第4号・第5号議案を原案どおり可決する。

報告事項2 平成24年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要

- 委員 長： 報告事項1頁「報告事項2 平成24年度静岡県公立高等学校入学者
選抜結果の概要」について、岩城高校教育室長より説明願う。

高校教育室長： < 報告事項についての説明 >

- 委員 長： 質疑等はあるか。
- 溝口委員 員： 入試のミスについてだが、大学では掲示の書類も全て統一されている。

- これまで掲示する際のアナウンスはどのような形で行われていたのか。
- 高校教育室長： 口頭だけで説明しなさいという指示が不徹底であったことが、今回のミスの原因であった。
- 溝口委員： 指示が一律でなかったことがミスを生んだ。試験なので不平等にならないように指示を徹底していただきたい。
- 委員長： 実務的なミスは未然に防いでいただきたい。センター試験は言うことも板書も全て厳正にマニュアルが配布される。あのノウハウを踏襲されれば、このようなミスは無くなる。センター試験を参考にしたらどうか。英語の音声など機器に関しても参考になる。板書もそれぞれ臨機応変に行うのではなく、平等性ということで厳正に規定がある。そのあたりは未然防止を含めて、今年度は無いように願います。
- 斉藤委員： 再募集に関してだが、全日制は 383 人を再募集して、74 人が志願し、54 人が合格したということは定員割れしているということか。
- 高校教育室長： 実際には各学校で定員を上回る合格者を出している高校があるので、最終的には策定時の募集定員を若干上回る合格者を出している。具体的には、策定段階での募集定員は 22,240 人、中等部からの入学予定者数を含めて合格者数は 22,346 人である。したがって、募集定員を 106 名上回っている。
- 高校再編整備室長： 公立高校全体とすれば、定員を 106 人超えているが、再募集については、383 人の定員に対して、54 人しか合格していないので、この差の部分については定員割れをしている。定員割れをしている学校もあるし、非常に志願者が多くて、多めにとった学校もある。
- 加藤委員： 余分に合格させることについてルールはあるのか。
- 高校再編整備室長： ルールはない。校長が最終的に合格者を決定する。選抜状況の中で、40 人学級という標準があるので、その趣旨を損なわない程度において、例えば 41 人とか、その程度でとっている学校もあるし、施設・設備の関係で、例えば工業高校によくあるが、40 人分の実習設備しか無いような所であれば、やむを得ず 40 人のところでしっかりきるという学校もある。基本的には校長の裁量である。
- 加藤委員： 何らかの制限というか、どれだけの範囲内での裁量ということはないのか。
- 高校再編整備室長： 学校の志願状況によって異なるが、基本的には 40 人学級の趣旨を損なわないようにという表現で、あまりたくさんとってしまって、クラスの中がやっと 40 人という標準になっているのに昔のように非常に多くなって、教育環境を損なわないように行っている。
- 加藤委員： 常識の範囲内ということであまくだ動いているのですね。
- 高校再編整備室長： 極端に多くとるようなことはない。
- 溝口委員： 大学の感覚だと合格しても入学しない生徒がいる。合格者数とは別に入学者数はどうなっているのか。また、中等部がある学校に関しては、選抜試験をやらないのはわかるが進学試験はやらないのか。
- 高校再編整備室長： 進学試験は制度としてやってはいない。併設型中高一貫教育の場合

には、中学校入学の時点で選抜があって、基本的には中学から高校に行くところには選抜はない。したがって、内部的に試験をやっていることはない。ただし、日頃の学力を6年間一貫して、高校部分を前倒しして行うなどしている中で、それぞれの学校が生徒の学力を保障するために毎回テストをやることはあるので、推測になってしまうが、そういった中で見ているのだと思う。進学試験というものは制度的には無い。

溝口委員： そもそも中高一貫なので、進学試験が無いことが良いという考え方で始まったのだと思うが、実際に話を聞いてみないとわからないが、成果が上がっている学校もあると聞いている一方で、ついていけなくなっている子もいるようなので、落ちこぼれてしまった子供をフォローアップできるようなシステムも必要ではないか。入学者数はどうなっているのか。

高校再編整備室長： 入学者数の統計はとっていない。基本的に公立高校に合格した生徒は、ほとんど入学している。統計的には5月1日現在に各学校にどれくらい在籍しているか調査している。それは入学者数に原級留置になった生徒も含めた数なので、厳密に入学者数という統計はとっていない。

溝口委員： 入学者数はとるべきである。4月1日の時点で把握しているのが行政的には大事なのではないか。入学者数と原級留置の数は別にして、合格者数だけではなく、実際に在籍している数を把握しておかないと今後退学とか色々あるとは思いますが困るのではないか。高校だとそれほど入学者数は関係ないかもしれないが、大学だと入学者数が大事で4月1日にならないと実際の数わからない。専門学校等は施設のキャパシティですごく影響してくる。ぜひ数字で提示していただきたい。

教育長： 4月1日のデータはあまり意味がない。それは、国全体が5月1日で調査していることもあるし、転入学もある。公立の場合は、99.9パーセントの合格者が入学してくる。

高校教育室長： 急な一家転住等を除けばほとんどが入学する。

溝口委員： 一家転住等は意外と多いのか。

教育長： ほとんどない。そのような調査をかけると、またそれで学校が大変になる。県教育委員会事務局としては、5月1日を調査基準日としたい。

高校再編整備室長： 5月1日現在で「学校基本調査」をおこなっている。これは、全国共通で生徒人数と教職員人数の調査を行っている。

溝口委員： 実際の現場で入学者数が安定していない中で授業運営が行われるのはどうなのか。専門高校等はクラスによっては器具とか決められている中で運営してみてどうなのか。

教育長： 県立学校の場合はまずそのようなことはない。40人のところに50人が入るようなことは全くない。教育条件は担保されて授業はスタートされている。

溝口委員： 定員に対して幅があるように思うが、それは担保できているという意味の5月1日なのか。

教育長： はい。それで御理解いただきたい。

委員 長： その他、質疑等はあるか。
全委員 員： （特になし）
委員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 『新東名で行く！ふじのくに文化財探索まっぷ』の発行

委員 長： 報告事項8頁「報告事項3 『新東名で行く！ふじのくに文化財探索まっぷ』の発行」について、柳田文化財保護課長より説明願う。
文化財保護課長： <報告事項についての説明>
加藤委員 員： 良い物ができましたね。我々も行ってみたいとなりました。
委員 長： その他、質疑等はあるか。
全委員 員： （特になし）
委員 長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 青少年のスポーツ交流事業（バスケットボール）

委員 長： 報告事項5頁「報告事項4 青少年のスポーツ交流事業（バスケットボール）」について、松田スポーツ振興課長より説明願う。
スポーツ振興課長： <報告事項についての説明>
委員 長： 質疑等はあるか。
溝口委員 員： スポーツを通じた文化交流ということで非常に良い企画だと思う。私がフランスに柔道を教えに行った時にフランスとドイツの交流試合を歴史のあるアルザス地方で行った。その時のプログラムと今回の交流事業との違いは、フランスとドイツの交流では、試合だけではなく、研修もものすごくあって、歴史的な部分を学ぶような交流であった。そもそも、フランスではスポーツ省と文科省があるが、ドイツとの交流試合は文科省のプログラムで行った。つまり、強化が目的ではなく、交流が目的である。ただ、試合を行って、勝った、負けたではなく、歴史的なものを勉強するプログラムをもう少し入れた方がよい。強化も大切だが、それだけなら連盟でやればよい。むしろ、バスケットを通して歴史的なものを感じ取るのが大切。これだと6つのプログラムのうち、1つしか入っていない。すごくタイトな中で、試合以外にも濃厚な交流があったと確信はしているが、ただ見学だけではなくて、歴史的なものを話し合うような機会があると、この事業は深みを増すのではないか。
加藤委員 員： 生徒同士が話し合う機会があったのか。
スポーツ振興課長： 直接ゲームが終わった後にユニフォームの交換をしたり、ペナントの交換をしたりする機会があったので、そこで話をすることができた。敢えてセッティングすることは考えていなかった。
加藤委員 員： 共通の言語は何か。
スポーツ振興課長： 通訳の方を介して話をしていた。
加藤委員 員： 浙江省との交流で恥ずかしいと思ったのは、浙江省の人達はみんな日本語を話していた。日本人は中国でも日本語を喋っていた。日本から

派遣された人は中国語も喋らないし、英語も喋らない。文化的な格差を感じる。日本人が中国に行けば、中国語で会話ができるように日本の中国語のレベルを上げていかないと対等ではない。

溝口委員： フランスとドイツの交流プログラムもドイツ語とフランス語で言葉を変えながら会話をした。スポーツの勝敗だけでなく、言葉の学習もプログラムに入っている。そのような深みを入れていくと、この事業も厚みが出てくる。なるべく通訳を介さないで、直接話をするプログラムを入れると面白い。

教育次長： このような形で野球とバスケットボールのスポーツ交流を行っているが、日本の学生が向こうへ行くと熱烈歓迎してくれて日中友好にも役に立っていると聞いている。また、教育旅行というものもあり、台湾から多くの高校生が本県にきており、本県からも藤枝東高などがチャーター便で修学旅行に行っている。そのような中で英語での交流もあると聞いている。スポーツ交流や教育旅行等、色々な面を含めて幅広く本県の高校生に海外を体験してもらいたいと考えている。

加藤委員： 交流して、日本人は語学があまりできないし、社交性もないと思われるのは少し寂しいと思う。日本語はあまりメジャーな言葉ではないのに、中国人は日本語を喋って日本人は全く中国を喋らないという場面を見ると、文化的に日本の孤立感を感じる。

委員長： これは外国語、これは日本語と分け隔てし過ぎる。高校生だけに注文するのは無理。大人が率先してやらない限り、日本の社会は外国語に対して、ひいては外国に対して閉鎖的なままでいると思う。「先ず隗より始めよ」で、ここから、この事務局から通訳をつけるのはいかがなものかと思う。極端に言うと、事務局で外国語を勉強して事業を行うぐらいでないといけない。向こうはやってきている。その意識を頭の中に入れて、特に行政はそれを率先してやっていくべきだと思う。インターネットに関しても、外国の情報を、すぐ通訳を介してとか、翻訳とか言うが、それは英語教育に力を入れるとなっているのだから、通訳や翻訳はしない方がいい。そのような議論になると、それは小学校だけという話に必ずなってくる。高校生になったら本当に話せない。小学校で2年間、英語教育に費やした税金が無駄になる。高校で英語を話せない、大学に来てても全く英語を話せないという学生を育てることになる。そういう状況はずっと繋がっていく。それは大人が意識を変えないといけない。社会の中で意識を変えて、行政が率先してやっていかないと変わらない。いくら小学校だけ、子供だけにやっても無理である。日本社会がそのような意識にならないと無理である。この交流にしても同じである。そのようなメリットが転がっているのに、その意識は変わらないので限定的になってしまうということがある。

委員長： その他、質疑等はあるか。

委員： （特になし）

委員長： 報告事項4を了承した。

報告事項5 青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイド

委員長 長： 報告事項6頁「報告事項5 青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイド」について、活洲社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員長 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： これまでの事故を踏まえて、事前準備というところで指導が徹底されていて良かったと思う。最後のチェックリストの部分も具体的に整理されていて非常に良いと思う。ただ、インターネットでダウンロードするという自発的な行為をしなければ得られないということはどうだろうか。その辺りは、経費の関係もあるし、なかなか大変かと思うが、必ず目を通すように徹底してもらえればよいと思う。

また、「iPhone」や「iPad」などを利用して行えないか。アプリを無料ダウンロードさせて、チェックできるようにすればよい。ダウンロードして印刷するのは我々の世代だと遅い。携帯でチェックして整理するような方法も戦略的に行えばよい。この件だけに限らず、印刷することにバイアスがかかっている。せっかく良い媒体ができたのだから、携帯で使えるような踏み込んだ方法を考えたほうがよい。

委員長 長： 大変良いことである。ただし、参考文献の「J、P」は何か。奥付と参考文献を見ての私の原案は違っていたかと思うが、このようにした理由は何か。今までは教育行政のルールがあると言っていたが、そのようなルールは無いように感じる。つまり、色々な配布物を比較すると整合性が無い。これは恥ずかしい。特に参考文献と奥付と目次と「はじめに」と表紙は出版のルールがある。世界には決まりごとがある。日本国内にはそれを日本風に書き下ろしたものが色々出ている。少なくとも、これから県教育委員会が出版する際には手引きにおいてもそうだが、あまり、大したルールでなくても良いが、表紙と「はじめに」と目次と参考文献の書き方、提供の仕方、それから奥付、これは問われる。ぜひ、ルールを作成してほしい。

溝口委員： 教育委員会はすごく大きな組織であり出版物も多い。プロ集団として、Eジャーナルもそうだが、編集部のような校正する機関、チェックする機関が必要なのではないか。

委員長 長： 忙しいとか、そのような問題ではない。出版のいろはぐらいを皆で共有すればそれで済む話である。

教育長： 課を越えた横の連携をする中で統一していきたい。

委員長 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員長 長： 報告事項5を了承した。

報告事項7 監査結果に関する報告

委員長 長： 追加報告事項1頁「報告事項7 監査結果に関する報告」について、

杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 集団による窃盗行為が、かなりの件数出ているので、これが気になる。今の若い人達が自分の物と他人の物、公共の物と自分の物という区別ができないというか、そのようなことがしにくくなっているのであれば、教育的な立場で色々と考えていかなければならない。一人でやるのではなく、集団でやっていることが気になる。

学校教育課長： これらは、規範意識が低く、集団で安易に関わっている。特定の者が指示を出しながら外で待っているなど、組織的だと感じられるものもあり、このようなものの防止に全力を挙げていく決意である。特に今年度は、窃盗・万引きに対する再発防止の重点年度に位置づけており、問題行動等の対策連絡協議会をきちんと立ち上げていく。人選もほぼ固まりつつある。幼稚園、小中高の学校関係者、PTAの関係者、警察、民間の事業所、さらには有識者、児童心理・犯罪心理の専門家にも入っていただきながら、実効性のある対策を立てて、再発防止に全力で当たっていく決意で準備を進めているところである。

斉藤委員： 協議会の人選は教育委員会が行っているのか。

学校教育課長： 事務局関係課が集まり、3月に組織立ち上げの準備会を警察関係者も招いて行っている。これは学校教育だけの問題ではないので、社会教育課等、広く関係する課に集まっていたいただき、人選を協議し、固めつつあるところで、まだしっかりと決まったわけではない。

斉藤委員： このような協議会を立ち上げるという話をしたら、書店の代表も加えてもらいたいという話があった。それはなぜかと言えば、以前、私は高校生になってから悪さをするのではなくて、根は小学生・中学生の時からあるという話をした。今回の協議会の人選は、そのような意味で小学校・中学校の先生方、保護者の皆さんも入れる予定なのだと思う。万引きの発生場所は、一般的にはドラッグストアとスーパーが多いらしい。ところが、小学生と中学生の万引き事案というのは、書店が多いという話を聞いた。しかも、小学生、中学生なので書店側も警察には届けないで、うやむやにしてしまう。学校には通知するかもしれないがそれで終わってしまう。どうも、その辺りの実態を協議会で把握する必要があると思う。初期消火ではないが、小学校・中学校段階での指導を徹底するためにも、書店の経営者を交えて、現場の意見を聞いてみたらどうかと思う。

学校教育課長： まだ課内で候補者をあげているところなので参考にさせていただきたい。

委員長： 緊急的な問題を焦点化して立ち上げる協議会で大変良いと思うが、名称については、広報戦略に関わるので、県民にわかりやすいものでなければならない。家庭に浸透しやすいネーミングが効果的だと思う。よくわからないような協議会名では機能しない。どのような名称を考

えているか。

学校教育課長： 仮称は「児童生徒の問題行動対策協議会」である。

委員 長： 「問題行動」で伝わるのか。そのあたりを事務局でよく考えてほしい。心に響くネーミングではないと空振りすることになる。「集団万引き」とか、そのあたりを出したほうがよいかもわからない。

教育 長： 規範意識全体の中で今年は特に万引きに焦点化するつもりでいる。少し時間をいただいて、検討していきたい。

加藤委員： 教師も万引きで一年に2、3回はひっかかる。「なぜ勉強しなければいけないのか」と同じように、「なぜ万引きしてはいけないのか」という基本的なことがわかっていないのではないか。商店主にとっては死活問題で万引きの多い地域の店は閉めるところまで追いやられている店主がいる。

教育 長： 高校は集団万引きだが、斉藤委員からの指摘にもあるように小中学校の場合には個人である。以前、委員長からは、三歳から五歳の時に倫理観を教えなければいけないという話もいただいた。そういった意味では広く捉えてながら、万引きに焦点化して考えていきたい。

加藤委員： 親がそれをきちんとやらないといけない。例えば、どこの家庭でも親の財布から子供がお金を盗むことがある。その時にどのように対処するかが大事であって、その時にきちんと対処しないで、「まあいいか」ということになってしまうと、大人は子供の窃盗行為に対して甘いと認識されてしまう。

委員 長： これはどちらかというと啓発的な協議会になると思うので、ネーミングをぜひお願いしたい。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

委員 長： 報告事項7を了承した。

【会議の非公開】

委員 長： ここで会議を非公開とする。

<非> 報告事項6 カッター転覆事故に係る勧告に基づく「講ずべき措置に関する実施計画」の提出

<非> 第3号議案 平成23年度永年勤続者表彰被表彰者（追加）の決定

【閉会】

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成24年度第1回教育委員会定例会を閉会とする。